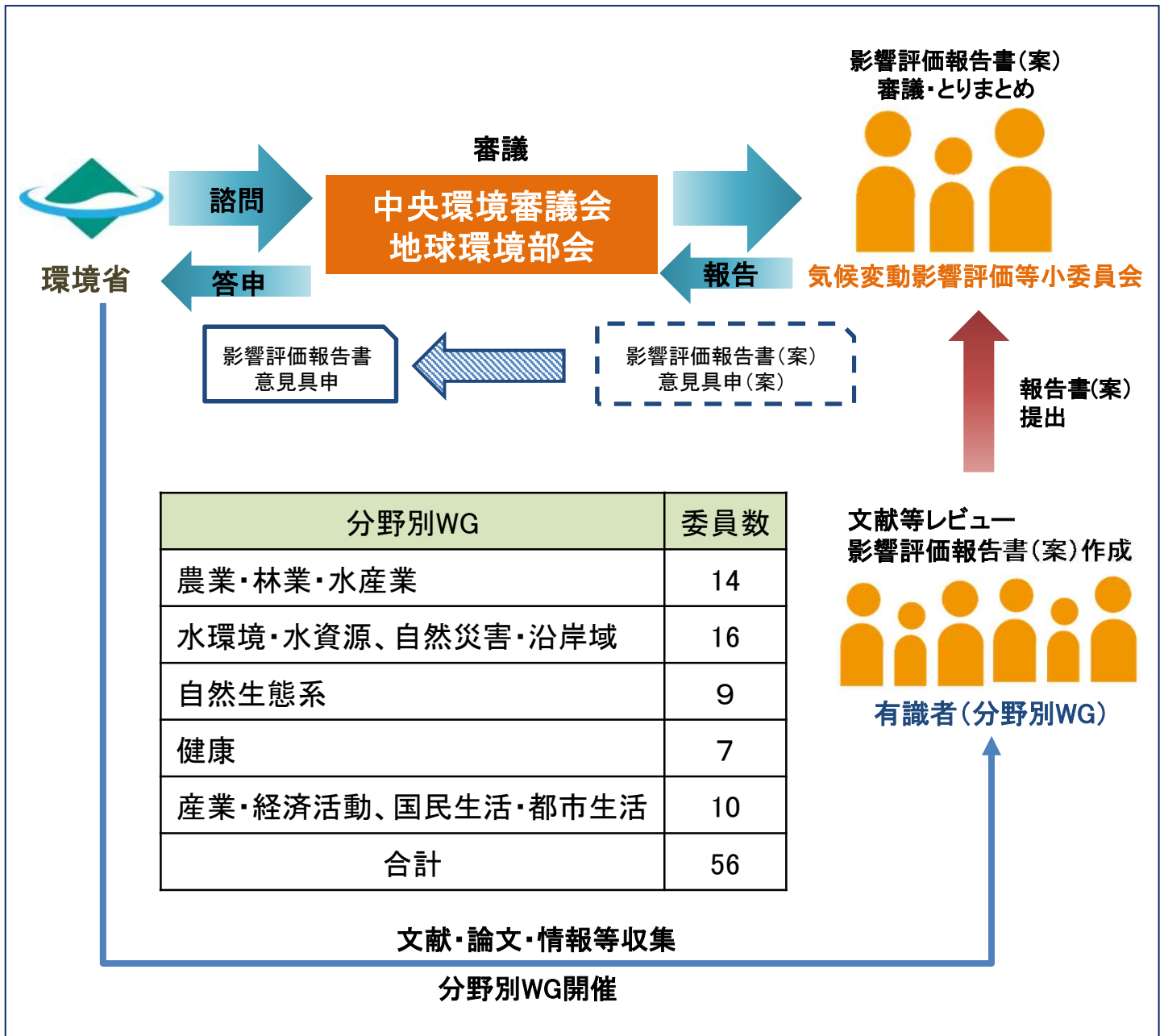


第2次気候変動影響評価の進め方について(案)

平成30年12月、気候変動適応法第10条1項に基づき、中央環境審議会に対し「気候変動の影響評価について」の諮問を行ったところ。

2020年実施予定の第2次気候変動影響評価に向けて、以下の実施体制及びスケジュールの下作業をお願いしたい。

1. 実施体制



気候変動適応法 第10条(気候変動影響の評価)

第10条 環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。ただし、科学的知見の充実その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を経過しない時においても、これを行うことができる。

2 前項の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関の長と協議しなければならない。

2. スケジュール(案)

| 年度 | 月日 | スケジュール | 影響評価に向けた作業 (事務局及び各WG委員) |
|------|--|---|--|
| 平成30 | 1-2月 | 各分野別WG委員への 個別ヒアリング | <ul style="list-style-type: none"> ・H29年度収集文献の妥当性確認 ・影響評価の留意点・論点の 取りまとめ |
| | 3月 28日 | 第1回分野別WG(5分野) 文献収集状況確認 評価の留意点・論点の検討 | |
| | | 気候変動影響評価等小委員会 進捗状況報告 留意点・論点の審議 | |
| | | | ※文献収集は平成31年3月公表分まで |
| 2019 | 夏頃 | 第1回分野別WG(5分野) 報告書(案)および進め方等の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動影響報告書(案)の執筆 下記の内容を小項目毎に作成 ①気候変動による影響の要因 ②現在の状況(概要及び本文) ③将来予測される影響(概要及び本文) ④重大性・緊急性・確信度の評価と根拠 ⑤これまでに得られた情報の一覧 |
| | 12-1月 | 気候変動影響評価等小委員会 報告書(案)および進捗状況の確認 2025年影響評価に向けた課題検討 | |
| | 1-2月 | 第2回分野別WG(5分野) ※各WGの座長による会合とする可能性もあり 影響評価の確認・調整 分野間の最終調整等 | |
| 2020 | 春~夏 | 第1回分野別WG(5分野) 報告書(案)確定 | <ul style="list-style-type: none"> ・SI-CAT(文科省) ・地域適応 コンソーシアム事業 (環境省・農水省・国交省) ・気候変動評価レポート2020(気象庁・文科省)など |
| | 夏~秋 | 気候変動影響評価等小委員会 報告書(案)、意見具申(案)確認 2025年影響評価に向けた課題検討 | |
| | | 意見具申案 | |
| | | パブリックコメント | |
| | | 報告書案 | |
| | 気候変動影響評価等小委員会 報告書(案)、意見具申(案)最終確認 2025年影響評価に向けた課題検討 | 気候変動影響評価報告書(案)、意見具申(案)確定 | |
| | | 中央環境審議会 地球環境部会 | |
| | 秋~冬 | 公表 | |
| 2021 | | 気候変動適応計画 変更 | |

論文・知見の収集※

国の研究事業等からの知見を追加